

# 青森県報

第三千二百七号

平成二十二年  
三月五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出…… (健康福祉課) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の届出…… (同) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の届出…… (同) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の届出…… (同) …… 一

家畜伝染病の発生…… (畜産課) …… 二

### 公 告

種苗生産事業者講習会の開催…… (林政課) …… 三  
大間港臨港地区の区域の縦覧…… (港湾空港課) …… 三  
開発行為に関する工事の完了…… (建築住宅課) …… 五

### 収用委員会

公示送達…… (監理課) …… 五

## 告

## 示

### 青森県告示第百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
板垣齒科医院	弘前市大字蔵主町二の七	平成三・三・一

### 青森県告示第百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業所	指定年月日
名称 主たる事務所の所在地	名称 所在地	
ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	平成三・三・三
弘前市大字南大町一丁目一	弘前市大字南大町一丁目一	

青森県告示第百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
介 護 予 防 事 業 の 種 類		
ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	平成 三・二・三
弘前市大字南大町一丁目一の一	弘前市大字南大町一丁目一の一	
八戸市諏訪二丁目六の一八	八戸市諏訪二丁目六の一八	
ヘルパーステーション株式会社	ヘルパーステーション株式会社	三・二・一
八戸市諏訪二丁目六の一八	八戸市諏訪二丁目六の一八	

青森県告示第百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居 宅 介 護 支 援 事 業 者	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
株式会社めぐみ	指定居宅介護支援事業所めぐみの森	平成 三・二・一
弘前市大字紺屋町二五七	弘前市大字紺屋町二五七	

青森県告示第百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 後	変 更 前	区 分	変 更 年 月 日
三和工業株式会社	三和工業株式会社	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	
弘前市大字小沢字大開四五の五六	弘前市大字小沢字大開四五の五六	主たる事務所の所在地	
サンワ訪問ステーション	サンワ訪問介護	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
弘前市大字小沢字大開二〇五の二二〇	弘前市大字小沢字大開二〇五の二二〇	所 在 地	
平成 三・二・一			

青森県告示第百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平成三・二・二六

公 告

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、平成二十一年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成二十二年三月二十五日（木） 午前九時から午後五時まで	青森市長島一丁目一 の一 青森県庁南棟八階B会議室

二 講習科目

- 1 種苗に関する法令
  - 2 種苗の産地及び系統に関する事項
  - 3 種苗の生産技術に関する事項
- 三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習終了証明書の交付

講習終了証明書は、すべての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話青森〇一七 七三四 九五二二）へ問い合わせること。

大間港臨港地区の区域の縦覧

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、大間港の臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該臨港地区の区域の案が港湾法第三十八条第二項の規定に適合しないと認めるときは、縦覧期間満了の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成二十二年三月五日

大間港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 臨港地区の区域の案

1 場所

下北郡大間町大字大間字根田内、字細間、字大間、字下手道、字割石及び字大間平の各一部

2 区域

(一) 根田内地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から三三〇度二五分三八秒に引いた線、基点二三から三〇一度〇五分三八秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域

基点一 下道三角点（北緯四一度三一分〇二秒東経一四〇度五四分一九秒）

(一) 大間地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から三〇一度〇五分三八秒に引いた線、基点三四から二七六度三八分五八秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

- 基点一 下道三角点(北緯四一度三一分〇二秒東経一四〇度五四分一九秒)から三五一度〇一分二九秒一〇九六・八メートルの地点
- 基点二 基点一から三九度三六分三九秒一八・五メートルの地点
- 基点三 基点二から二九度〇六分二秒九二・八メートルの地点
- 基点四 基点三から一六度〇〇分四〇秒四八・八メートルの地点
- 基点一 から三二二度五四分一〇秒九一七・八メートルの地点
- 基点二 基点一から七四度四八分三九秒一二三・九メートルの地点
- 基点三 基点二から八八度一二分〇七秒一〇・六メートルの地点
- 基点四 基点三から一一七度一〇分三二秒二・〇メートルの地点
- 基点五 基点四から一三〇度四七分〇九秒六五・一メートルの地点
- 基点六 基点五から四一度五九分〇六秒六八・六メートルの地点
- 基点七 基点六から三二〇度三九分四四秒一〇・七メートルの地点
- 基点八 基点七から二二二度〇〇分一秒二七・八メートルの地点
- 基点九 基点八から二三八度〇八分一八秒一四・二メートルの地点
- 基点一〇 基点九から二九度三七分四七秒三・八メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から二四九度〇四分五六秒七・八メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二八九度一六分一五秒七・三メートルの地点
- 基点一三 基点一二から三〇二度三三分一五秒二四・七メートルの地点
- 基点一四 基点一三から三一三度三〇分四七秒一一・九メートルの地点
- 基点一五 基点一四から七四度四三分一九秒五六・八メートルの地点
- 基点一六 基点一五から五七度四三分〇八秒一一・六メートルの地点
- 基点一七 基点一六から三三三度三三分〇七秒二二・四メートルの地点
- 基点一八 基点一七から二二度三八分四六秒一六一・四メートルの地点
- 基点一九 基点一八から四一度三二分二八秒七〇・八メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から五三度三三分〇八秒一七・六メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から一一三度一分〇九秒三・五メートルの地点
- 基点二二 基点二一から五〇度二四分三七秒五二・七メートルの地点
- 基点二三 基点二二から三五六度一八分四四秒二七・四メートルの地点

(二) 割石地区

- 次の各基点を順次に結んだ線、基点一から二七八度〇四分一七秒に引いた線
- 基点五 基点四から三九度一〇分二七秒六一・七メートルの地点
  - 基点六 基点五から五九度一九分四六秒一一・三メートルの地点
  - 基点七 基点六から九二度一四分三七秒四八・一メートルの地点
  - 基点八 基点七から一五二度四二分四三秒六・八メートルの地点
  - 基点九 基点八から一一一度四九分四五秒三八・四メートルの地点
  - 基点一〇 基点九から一八八度三六分四四秒五〇・六メートルの地点
  - 基点一一 基点一〇から六三度三七分三三秒二四・一メートルの地点
  - 基点一二 基点一一から三四二度〇三分三七秒二九・七メートルの地点
  - 基点一三 基点一二から六九度五五分一二秒四二・一メートルの地点
  - 基点一四 基点一三から一五七度〇六分一二秒三・三メートルの地点
  - 基点一五 基点一四から六六度一六分五〇秒二五・四メートルの地点
  - 基点一六 基点一五から三三三度三三分一五秒八・〇メートルの地点
  - 基点一七 基点一六から七三度五三分〇八秒一二・七メートルの地点
  - 基点一八 基点一七から一一二度一九分一九秒一三・〇メートルの地点
  - 基点一九 基点一八から五九度〇三分〇四秒四三・七メートルの地点
  - 基点二〇 基点一九から一〇三度四七分三秒一一・七メートルの地点
  - 基点二一 基点二〇から八三度三五分二一秒一二・六メートルの地点
  - 基点二二 基点二一から三四度一二分〇六秒五六・九メートルの地点
  - 基点二三 基点二二から二六度三七分五五秒七五・五メートルの地点
  - 基点二四 基点二三から八度一五分一七秒一〇〇・九メートルの地点
  - 基点二五 基点二四から四度四八分二四秒三四・七メートルの地点
  - 基点二六 基点二五から三五一度四六分〇〇秒二九・二メートルの地点
  - 基点二七 基点二六から二五度〇六分四八秒六・三メートルの地点
  - 基点二八 基点二七から三三八度三三分一七秒六一・八メートルの地点
  - 基点二九 基点二八から二五二度二五分二八秒一一・二メートルの地点
  - 基点三〇 基点二九から三三九度〇七分四七秒四九・四メートルの地点
  - 基点三一 基点三〇から二七三度四〇分二七秒六・六メートルの地点
  - 基点三二 基点三一から三一七度〇七分〇四秒二九・三メートルの地点
  - 基点三三 基点三二から三二七度〇二分三三秒二二・五メートルの地点
  - 基点三四 基点三三から五四度二四分三七秒三五・四メートルの地点

基点一三から二五八度二分〇秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。

基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六秒)から三三〇度四三分四一秒一三六・六メートルの地点

基点二 基点一から二度二五分一七秒六・四メートルの地点

基点三 基点二から二七七度〇九分五四秒三三・〇メートルの地点

基点四 基点三から〇度五九分三〇秒一・七メートルの地点

基点五 基点四から二七七度二三分〇九秒八三・六メートルの地点

基点六 基点五から一四度四二分〇一秒六六・二メートルの地点

基点七 基点六から三一度二七分〇一秒一六四・〇メートルの地点

基点八 基点七から一三度四七分四八秒七六・七メートルの地点

基点九 基点八から三五四度〇八分五九秒三四・四メートルの地点

基点一〇 基点九から三三五度一〇分三〇秒七五・八メートルの地点

基点一一 基点一〇から三二九度三〇分三五秒二八・八メートルの地点

基点一二 基点一一から三一五度四二分四三秒二八・七メートルの地点

基点一三 基点一二から三三八度三四分五一秒七三・〇メートルの地点

(四) 烏の間地区

次の各基点を順次に結んだ線及び基点一と基点二〇とを結んだ線により囲まれた区域。

基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六秒)から三五八度一四分二一秒一〇三九・八メートルの地点

基点二 基点一から三〇六度二三分四三秒一〇・六メートルの地点

基点三 基点二から三三七度一〇分三〇秒三五・〇メートルの地点

基点四 基点三から六七度一〇分三六秒四・五メートルの地点

基点五 基点四から三三七度三一分三七秒九・三メートルの地点

基点六 基点五から五七度四五分一五秒一六・九メートルの地点

基点七 基点六から一四五度五一分五六秒五〇・〇メートルの地点

基点八 基点七から一二六度二三分五八秒七九・九メートルの地点

基点九 基点八から二四度〇四分二九秒九・七メートルの地点

基点一〇 基点九から三〇五度〇九分二〇秒一〇・〇メートルの地点

基点一一 基点一〇から三四度〇〇分三秒二〇・五メートルの地点

基点一二 基点一一から四〇度三〇分一七秒三〇・〇メートルの地点

基点一三 基点一二から四二度五一分〇三秒二二・六メートルの地点

基点一四 基点一三から二〇度四二分五一秒一三三・七メートルの地点

基点一五 基点一四から三五一度三一分二七秒一四・〇メートルの地点

基点一六 基点一五から三五九度五二分三九秒一〇・八メートルの地点

基点一七 基点一六から八九度一八分三三秒二二・二メートルの地点

基点一八 基点一七から一八一度五三分二五秒六二・八メートルの地点

基点一九 基点一八から一九一度五三分一七秒四七・一メートルの地点

基点二〇 基点一九から二一九度五一分二四秒一七・八メートルの地点

3 面積

一 二・九六ヘクタール

二 縦覧場所

青森県県土整備部港湾空港課

下北地域県民局地域整備部

三 縦覧期間

平成二十二年三月五日から同月十九日まで

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の二の一部	東京都千代田区内幸町一丁目一の三 東京電力株式会社

収用委員会

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決

書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）  
第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規  
定により公示送達を行う。

平成二十二年三月五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき裁判書の名称

平成二十二年一月二十五日付け裁判書

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁判書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているもので、いつでも  
その交付を受けることができます。

四 その他

一の裁判書は、平成二十二年三月二十三日を経過した時をもって送達があつたも  
のとみなされます。

別表

氏 名	住 所	備考
(七) 木村多吉の法定相続人 持分30240分の42 須藤 篤	神奈川県横浜市鶴見区東寺尾一丁目34 番8号 寺尾グリーンソール103号	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭